

地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター食堂営業事業者募集要項

地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター（以下「研究所」という。）が行う食堂営業事業者（以下「営業事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

所在地	使用許可面積	数量	最低使用料（年額）	位置
大阪府和泉市あゆみ野二丁目7番1号	厨房 63.90㎡	一式	0円	別図

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が営業事業者に応募することができます。

- (1) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ⑥ 破産者で復権を得ない者
 - ⑦ 地方独立行政法人大阪産業技術研究所契約事務取扱規程第3条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 大阪府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地都道府県における最近1事業年度の都道府県税にかかる徴収金を完納していること。
- (5) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 最近3年間において、1年以上継続した飲食業の営業実績をもつこと。
- (7) 地方独立行政法人大阪産業技術研究所入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）でないこと。
- (8) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (9) 地方独立行政法人大阪産業技術研究所及び大阪府との契約において、入札談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）でないこと。

3 公募条件等

- (1) 使用許可の期間
使用許可の期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとします。令和7年4月1日

以降、継続して使用しようとする場合は、当初研究所が設定した公募条件を変更しないことを条件として1年ごとに申請を行うことにより、最長、令和11年3月31日までの間、使用許可を受けることができます。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと研究所が判断した場合に限ります。

(2) 使用許可の面積

地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター照明設備（研究本館）改修工事に伴い、令和6年4月初旬ごろから令和7年3月末ごろまで、工事占有範囲が発生する可能性があります。なお、年度途中に使用許可面積が変動する際は研究所との間で許可面積の変更手続きを行うこととします。

(3) 使用料等

① 応募価格

応募価格は、「(1) 使用許可の期間」にかかわらず、年額使用料（税抜き）を百円単位で記入してください。

② 使用料の納入

使用料は、年度ごとに研究所の発する請求書により、使用開始前又は許可年度開始前の研究所が指定する期限までに当該年度分を全額納入してください。使用料の額は、次の③から④の計算によるものとします。

③ 使用料

使用料は、営業事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜額）（以下「応募価格（税抜額）」といいます。）に消費税相当額を乗じて得た額（10円未満切捨て）とします。ただし、地方独立行政法人大阪産業技術研究所会計規程（平成29年規程第42号）に基づく固定資産の帳簿価格の改定にともない、研究所が算出した使用料（最低使用料）が応募価格を上回った場合は、研究所が算出した額に改定することとします。

(4) 必要経費の負担

① 営業事業者が負担すべき経費

- ・研究所食堂の営業に必要な各種手続きに要する費用
- ・使用前・使用中における室内の床面・壁面等のクリーニングを行う場合の費用
- ・使用前・使用中における研究所から貸与を受ける設備什器類等の維持補修に必要な費用
- ・室内照明管球の調達・交換に要する費用
- ・営業事業者が食器・調度品・設備機器等を持ち込んで設置する場合の設置・運用・維持補修及び撤去に要する一切の費用（※代替場所の電話線設置等の費用も含む）

② 光熱水費その他経費の負担

食堂の準備・営業等に必要な光熱水費及びその他維持管理に必要な経費の負担内容は、別紙「地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター食堂営業事業者募集に係る仕様書 3 経費の負担」に記載のとおりとします。

(5) 遵守事項及び使用上の制限

使用許可の期間前及び使用許可の期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 公募条件等及び別紙「地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター食堂営業事業者募集に係る仕様書 2 使用条件等」を遵守し、使用料等の費用を期限までに確実に納付してください。
- ② 食堂を営業する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁止します。
- ③ 車両を長時間常時駐車する必要がある場合は、別途、使用許可手続と使用料の納付が必要です。

4 応募申込手続き

(1) 申込方法 ※電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

郵送で申し込む場合

申込受付期間 令和5年10月12日（木）～ 令和5年11月13日（月） 必着

送り先 〒594-1157

大阪府和泉市あゆみ野二丁目7番1号

地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター総務部施設管理グループ
あて

持参される場合

申込受付期間 令和5年10月12日(木) ~ 令和5年11月13日(月)

【午前9時30分~正午、午後1時~午後5時】

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。

提出先 大阪府和泉市あゆみ野二丁目7番1号

地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター総務部施設管理グループ
あて

(2) 必要な書類(各1部)

- ① 応募申込書(研究所所定様式)
- ② 誓約書(研究所所定様式)
- ③ 販売品目(食堂用)(研究所所定様式)
- ④ 2-(6)にかかる最近3年間に1年以上営業した飲食店の営業許可証等の写し
- ⑤ 会社概要等(会社パンフレットなど飲食業の営業実態が判断できるもの)

5 質問書及び現地説明会

(1) 質問受付期間 令和5年10月18日(水) ~ 令和5年10月30日(月) 必着

(2) 提出方法

質問書(研究所所定様式)により、(1)質問受付期間内に izumi.shisetsu@orist.jp へ電子メールにて送付してください。

(3) 質問書への回答日

令和5年11月6日(月)(予定)に質問者に対し電子メールにて回答します。

(4) 現地説明会

日時: 令和5年10月13日(金)~令和5年10月27日(金)の間で研究所が指定する時間

集合場所: 地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター総務部

参加手続き: ①現地説明会参加申込書の提出

別添、現地説明会参加申込書に必要事項を記入の上、izumi.shisetsu@orist.jp へ電子メールにて送付してください。

②提出期限

令和5年10月23日(月) 午後3時まで

③提出先

地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター総務部施設管理グループ

④留意事項

- 現地説明会の日程は1日間です。
- 現地の視察時間は約30分程度です。
- 写真撮影は厳禁とします。
- 当日の質問にはお答えできませんので、その旨ご了承ください。
- 参加申込者には個別に集合時間を連絡させていただきます。

6 営業事業者の決定

(1) 営業事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、「2 応募資格要件」に定める内容をすべて満たす事業者で、研究所が設定する最低使用料以上で、最高の応募価格で申し込みを行った者としてします。

なお、最高の応募価格で申し込みを行った者が、応募資格要件等を満たしていないことが判明した場合は、その者を失格とし、次位応募価格申込者(次位者が2者以上ある場合は、くじにより決定します。)を営業事業者とし、次位応募価格申込者が同様に応募資格要件等を満たしていないことが判明した場合は、以下同様とします。

(2) くじによる営業事業者の決定

最高の応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定します。

(3) 営業事業者の公表等

営業事業者の決定は、令和5年11月20日(月)の予定です。営業事業者を決定したときは、

応募者に決定金額及び営業事業者名を通知するとともに、研究所ホームページに決定金額及び営業事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。

7 使用許可申請の手続き

営業事業者に決定した者は、令和5年12月8日（金）までに、資産借受申請書等を提出してください。併せて、「2 応募資格要件（7）」に記載する税の納付の証明として、都道府県税事務所の発行する全税目の納税証明書（「都道府県税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から3か月以内のものに限る。）を提出してください。

《資産借受申請提出書類》 ※提出部数は各1通

- ① 資産借受申請書（研究所指定様式）
- ② 図面
- ③ 各種納税証明書
- ④ 地方独立行政法人大阪産業技術研究所発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に関する書類（研究所指定様式）
- ⑤ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）
〈法人の場合〉…法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書
〈個人の場合〉…印鑑証明書（市役所〈町村役場〉発行のもの）

8 営業事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 契約の履行が確実にないと研究所が判断した場合
- ③ 営業事業者が応募者資格要件を失った場合

9 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、営業事業者の負担とします。

募集に関する問い合わせ先

地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター総務部 施設管理グループ
大阪府和泉市あゆみ野二丁目7番1号 電話 0725-51-2508（ダイヤルイン）

応募申込書

〈地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター食堂〉

令和 年 月 日

地方独立行政法人大阪産業技術研究所理事長様

住 所 (所在地) (〒 -)

氏 名

法 人 名

代表者名

印

(事務担当者)

所属部署

氏 名

電 話

地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター食堂営業事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1 提案使用料

所在地	使用許可場所	使用許可面積	数量	応募価格 (提案使用料)						
大阪府和泉市あゆみ野 二丁目7番1号	研究本館 1階	厨房 63.90 m ²	一式						0	0

- ※ 1. 応募価格は、研究所が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
2. 応募価格は、年額として、百円単位(税抜き)で記入してください。なお、応募価格(税抜き)に消費税相当額を乗じて得た額をもって年額使用料とします。
3. 金額はアラビア数字で記入してください。
4. 初めの数字の頭に¥をいれてください。

2 添付書類

- ① 誓約書 (研究所所定様式)
- ② 販売品目・食堂用 (研究所所定様式)
- ③ 2-(6)にかかる最近3年間に1年以上営業した飲食店の営業許可証等の写し
- ④ 会社概要等 (会社パンフレットなど飲食業の営業実態が判断できるもの)

質 問 書

質問内容

回答内容

氏 名
法 人 名
代表者名

担当者名

回答先メールアドレス _____

現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

地方独立行政法人大阪産業技術研究所理事長 様

所在地
法人名
代表者名

1 件名

地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センター食堂営業事業者募集（現地説明会）

2 参加者名

氏名	
氏名	

※参加人数の上限は、2名とします。

3 連絡先

メールアドレス	
電話番号	

※ 提出期限

令和5年10月23日（月）午後3時までにメールで送付すること。（必着）

[メールアドレス izumi.shisetsu@orist.jp]